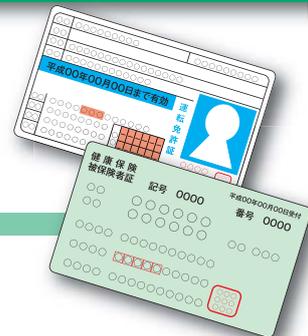


重要な
お知らせ

お取引時の確認について

法令改正^(※1)に伴い、以下のお取引などの際に、氏名・住所・生年月日等に加え、ご職業やお取引の目的などを確認させていただくことになりましたので、ご協力をお願いいたします

(※1) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」改正（2013年4月1日施行）



1 確認が必要となるお取引

- 預金口座・投資信託・貸金庫・保護預かりのお取引開始
 - 10万円を超える現金振込（外国送金等含む）・自己宛小切手による現金払い
 - 200万円を超える現金入出金・両替・持参人払式小切手の受払い
 - 融資のお取引
- ⇒ 上記のお取引以外にも確認させていただく場合がございます。

2 確認させていただく事項

	確認事項	確認方法
個人のお客さま	● 氏名・住所・生年月日	本人確認書類 ^(※2)
	追加 ● お取引いただく目的 ● ご職業	窓口等で確認させていただきます
法人のお客さま	<ご本人以外の方がご来店の場合>	本人確認書類 ^(※2)
	● 来店された方の氏名・住所・生年月日	追加 ● 同居家族であることを確認できる住民票の写しなどの書面等により、ご本人のためにお取引いただくことを確認させていただきます。
	● 名称 ● 本店や主たる事務所の所在地	登記事項証明書 印鑑登録証明書 など ・6ヶ月以内に発行されたものの原本（いずれか1点）
	追加 ● 事業内容 ● お取引いただく目的 ● 議決権保有比率が一定割合を超える方の有無・並びに氏名・住所・生年月日 ^(※3)	登記事項証明書 定款 など ・登記事項証明書の場合は上記とあわせて1通のみで結構です
● 来店された方の氏名・住所・生年月日	本人確認書類 ^(※2) 追加 ● あわせて、社員証などにより、法人のためにお取引いただくことも確認させていただきます	

(※2) 本人確認書類は公的機関が発行しているものの原本が必要です。

(※3) 25%超の議決権を有している方の確認をさせていただきます。ただし、50%超の議決権を有している方がいる場合には、その方のみ上記項目を確認させていただきます。

3 その他お知らせ事項

- ◆ すでにお取引いただいている方についても、あらためて確認させていただく場合がございます
- ◆ 必要に応じて、複数の書類のご提示をお願いする場合がございます
- ◆ 個人のお客さまの口座開設時の本人確認については裏面をご参照ください
- ◆ ご提示いただく書類の内容は記録（コピー等）させていただきます
- ◆ 資産・収入の状況を確認させていただく場合がございます
- ◆ 上記事項の確認が出来ないときは、お取引をお断りする場合がございます
- ◆ ご不明点は、窓口担当者までお問合せください

口座開設時の本人確認書類について

りそなグループでは、お客さまの大切な資産を金融犯罪から守り、安心してお取引いただくため、口座開設時には、次の「顔写真付の公的書類」の原本のご提示をお願いしております。

ご提示をお願いする顔写真付の公的書類

(次の書類の中から1点原本のご提示をお願いします。)

○ 運転免許証

○ 身体障害者手帳

○ 運転経歴証明書

※2012年4月1日以降交付のもの

○ 療育手帳

○ 旅券(パスポート)

○ 戦傷病者手帳

○ 住民基本台帳カード(顔写真付)

○ その他公的機関の発行・発給する顔写真付の書類

○ 在留カード・特別永住者証明書

(法令で定められた一定の期間の外国人登録証明書は、「在留カード」「特別永住者証明書」とみなされます)

顔写真付の公的書類をお持ちでない場合は、 次の書類の中から2点原本のご提示をお願いします。

(ただし、うち1点については「補足資料」から選ぶこともできます。)

- 国民健康保険被保険者証
- 健康保険被保険者証
- 船員保険被保険者証
- 後期高齢者医療もしくは介護保険被保険者証
- 医療受給者証
- 健康保険日雇特例被保険者手帳
- 住民基本台帳カード(顔写真なし)
- 国家公務員共済組合の組合員証
- 地方公務員共済組合の組合員証
- 私立学校教職員共済会制度の加入者証
- 国民年金手帳(住所記載のもの)
- 特別児童扶養手当証書
- 児童扶養手当証書
- 精神障害者保健福祉手帳
- 母子健康手帳
- 印鑑登録証明書(※)
- 戸籍謄本・抄本(※)
(戸籍の附票の写しが添付されているもの)
- 住民票の写し(※)
- 住民票の記載事項証明書(※)
- その他公的機関の発行・発給する書類

補足資料

お申込み者ご本人さまの氏名・住所の記載のある税金
または公共料金(電気、固定電話、水道、ガス、NHK)の領収済領収証(※)

〈本人確認書類の有効期限について〉

上記の本人確認書類のうち、(※)のあるものについては、ご提示いただく日前6ヶ月以内に作成されたものに限り、その他の本人確認書類はご提示いただく日において有効なものに限り、ご注意ください。